

由布市告示第9号

平成30年第1回由布市議会定例会を次のとおり招集する

平成30年2月21日

由布市長 相馬 尊重

- 1 期 日 平成30年2月28日
 - 2 場 所 由布市議会議事堂
-

○開会日に応招した議員

佐藤 孝昭君	高田 龍也君
坂本 光広君	吉村 益則君
田中 廣幸君	加藤 裕三君
平松恵美男君	太田洋一郎君
野上 安一君	加藤 幸雄君
工藤 俊次君	鷺野 弘一君
甲斐 裕一君	溝口 泰章君
browse けさ子君	佐藤 人已君
田中真理子君	工藤 安雄君
長谷川建策君	佐藤 郁夫君

○応招しなかった議員

なし

平成30年 第1回(定例)由布市議会会議録(第1日)

平成30年2月28日(水曜日)

議事日程(第1号)

平成30年2月28日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 市長の施政方針
- 日程第5 請願・陳情について
- 日程第6 報告第1号 専決処分の報告について
- 日程第7 報告第2号 専決処分の報告について
- 日程第8 報告第3号 例月出納検査の結果に関する報告について
- 日程第9 報告第4号 定期監査の結果に関する報告について
- 日程第10 議案第1号 市営住宅未払家賃に関する訴え提起前の和解について
- 日程第11 議案第2号 由布市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
- 日程第12 議案第3号 由布市高校生等医療費の助成に関する条例の制定について
- 日程第13 議案第4号 由布市介護保険条例の一部改正について
- 日程第14 議案第5号 由布市指定地域密着型サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 日程第15 議案第6号 由布市指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 日程第16 議案第7号 由布市指定介護予防支援の事業に係る申請者の要件並びに人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
- 日程第17 議案第8号 由布市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第18 議案第9号 由布市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第19 議案第10号 由布市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 日程第20 議案第11号 由布市寡婦医療費助成に関する条例の一部改正について
- 日程第21 議案第12号 由布市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基

準を定める条例の一部改正について

- 日程第22 議案第13号 由布市子ども医療費助成事業基金条例の一部改正について
- 日程第23 議案第14号 由布市都市公園条例の一部改正について
- 日程第24 議案第15号 由布市立小学校の設置に関する条例の一部改正について
- 日程第25 議案第16号 由布市立幼稚園の設置に関する条例の一部改正について
- 日程第26 議案第17号 市道路線（中堂線）の認定について
- 日程第27 議案第18号 市道路線（七倉線）の認定について
- 日程第28 議案第19号 市道路線（高津野1号線）の認定について
- 日程第29 議案第20号 市道路線（高津野2号線）の認定について
- 日程第30 議案第21号 市道路線（東石松六所線）の認定について
- 日程第31 議案第22号 市道路線（上市無田3号線）の認定について
- 日程第32 議案第23号 市道路線（柿原中学校2号線）の認定について
- 日程第33 議案第24号 平成29年度由布市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第34 議案第25号 平成29年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第35 議案第26号 平成29年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第36 議案第27号 平成29年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第37 議案第28号 平成29年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第38 議案第29号 平成29年度由布市水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第39 議案第30号 平成30年度由布市一般会計予算
- 日程第40 議案第31号 平成30年度由布市国民健康保険特別会計予算
- 日程第41 議案第32号 平成30年度由布市介護保険特別会計予算
- 日程第42 議案第33号 平成30年度由布市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第43 議案第34号 平成30年度由布市簡易水道事業特別会計予算
- 日程第44 議案第35号 平成30年度由布市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第45 議案第36号 平成30年度由布市健康温泉館事業特別会計予算
- 日程第46 議案第37号 平成30年度由布市水道事業会計予算

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 市長の施政方針

- 日程第5 請願・陳情について
- 日程第6 報告第1号 専決処分の報告について
- 日程第7 報告第2号 専決処分の報告について
- 日程第8 報告第3号 例月出納検査の結果に関する報告について
- 日程第9 報告第4号 定期監査の結果に関する報告について
- 日程第10 議案第1号 市営住宅未払家賃に関する訴え提起前の和解について
- 日程第11 議案第2号 由布市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
- 日程第12 議案第3号 由布市高校生等医療費の助成に関する条例の制定について
- 日程第13 議案第4号 由布市介護保険条例の一部改正について
- 日程第14 議案第5号 由布市指定地域密着型サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 日程第15 議案第6号 由布市指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 日程第16 議案第7号 由布市指定介護予防支援の事業に係る申請者の要件並びに人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
- 日程第17 議案第8号 由布市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第18 議案第9号 由布市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第19 議案第10号 由布市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 日程第20 議案第11号 由布市寡婦医療費助成に関する条例の一部改正について
- 日程第21 議案第12号 由布市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第22 議案第13号 由布市子ども医療費助成事業基金条例の一部改正について
- 日程第23 議案第14号 由布市都市公園条例の一部改正について
- 日程第24 議案第15号 由布市立小学校の設置に関する条例の一部改正について
- 日程第25 議案第16号 由布市立幼稚園の設置に関する条例の一部改正について
- 日程第26 議案第17号 市道路線（中堂線）の認定について
- 日程第27 議案第18号 市道路線（七倉線）の認定について
- 日程第28 議案第19号 市道路線（高津野1号線）の認定について
- 日程第29 議案第20号 市道路線（高津野2号線）の認定について
- 日程第30 議案第21号 市道路線（東石松六所線）の認定について

- 日程第31 議案第22号 市道路線（上市無田3号線）の認定について
日程第32 議案第23号 市道路線（柿原中学校2号線）の認定について
日程第33 議案第24号 平成29年度由布市一般会計補正予算（第5号）
日程第34 議案第25号 平成29年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第35 議案第26号 平成29年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
日程第36 議案第27号 平成29年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）
日程第37 議案第28号 平成29年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算（第2号）
日程第38 議案第29号 平成29年度由布市水道事業会計補正予算（第3号）
日程第39 議案第30号 平成30年度由布市一般会計予算
日程第40 議案第31号 平成30年度由布市国民健康保険特別会計予算
日程第41 議案第32号 平成30年度由布市介護保険特別会計予算
日程第42 議案第33号 平成30年度由布市後期高齢者医療特別会計予算
日程第43 議案第34号 平成30年度由布市簡易水道事業特別会計予算
日程第44 議案第35号 平成30年度由布市農業集落排水事業特別会計予算
日程第45 議案第36号 平成30年度由布市健康温泉館事業特別会計予算
日程第46 議案第37号 平成30年度由布市水道事業会計予算

出席議員（20名）

1番 佐藤 孝昭君	2番 高田 龍也君
3番 坂本 光広君	4番 吉村 益則君
5番 田中 廣幸君	6番 加藤 裕三君
7番 平松恵美男君	8番 太田洋一郎君
9番 野上 安一君	10番 加藤 幸雄君
11番 工藤 俊次君	12番 鷺野 弘一君
13番 甲斐 裕一君	14番 溝口 泰章君
15番 淵野けさ子君	16番 佐藤 人已君
17番 田中真理子君	18番 工藤 安雄君
19番 長谷川建策君	20番 佐藤 郁夫君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

藤裕三君の2名を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、日程第2、会期の決定を議題とします。

本定例会の会期は、本日から3月23日までの24日間といたしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から3月23日までの24日間と決定いたしました。

日程第3. 諸報告

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、日程第3、諸報告を行います。

まず、議長報告については、今期定例会前までの分をお手元に資料として配付いたしておりますので、お目通しをしていただき報告とさせていただきます。

次に、市長の行政報告を求めます。市長。

○市長（相馬 尊重君） 皆様、おはようございます。平成30年第1回定例会の開会に当たりまして、議員の皆様方には公私ともに大変お忙しい中、御出席をいただきまして、心から感謝を申し上げます。

また、本定例会において提案いたしますこととしております報告4件、議案37件につきましては、どうか慎重な御審議をお願いいたしますとともに、何とぞ御賛同いただきますようお願い申し上げます。

さて、お手元に行政報告をお配りしております。御一読いただきますようお願いする次第でございますけれども、少しお時間をいただきまして、幾つかの項目について詳細な報告を申し上げます。

まず、12月22日に、日出生台演習場にて、今回で通算13回目の実施となります在沖縄米海兵隊実弾射撃訓練に対しまして、大分県、由布市、九重町、玖珠町の4者による協議を大分県庁にて行ったところです。

12月24日には、昨年の熊本大分地震により甚大な被害を受け、閉鎖を余儀なくされておりました由布市狭霧台園地の営業再開安全祈願祭に出席をいたしました。

12月26日には、本庁舎に日出生台演習場米軍実弾射撃訓練対策本部を開設した後、九州防衛局に対して四者協議会として、協定の遵守や安全管理の徹底、適切な情報開示、実弾射撃時間と滞在期間の短縮などを要請いたしました。あわせて由布市として、ゆふいん観光への影響を初

め、少しでも市民に迷惑が及ばないよう夜間と休日の訓練自粛についても強く要望したところでございます。

1月28日は、年末夜警実施中の消防団員の皆様へのお礼と激励のため巡視を行いました。各方面隊とも積極的な取り組みをいただき、市民の安心安全が図られたところでございます。

また、1月19日には、庄内総合運動公園にて、消防団員の士気高揚と資質向上を目的とした由布市消防団特別点検を実施いたしました。

1月23日には、広瀬大分県知事に由布市役所本庁舎へお越しいただき、由布市の現状や課題等を御説明申し上げながら課題解決に向けた政策協議を行ったところであります。

1月28日には、日出生台演習場周辺自治区である若杉自治区内に現地連絡所を設け、演習期間中の市民の安心と安全の確保に取り組んだところでございます。

2月7日には、佐藤議長とともにJR九州大分支社を訪れ、さきのダイヤ改正に伴う減便に対して、増便を念頭に置いたダイヤ改正を求める要望書を提出いたしました。

2月19日から23日までの5日間、県内を舞台に、県内一周大分合同駅伝競走大会が開催されました。第60回という記念の大会に由布市は今回総合12位、そして悲願のC部優勝並びに躍進1位を勝ち取ることができました。選手並びに関係者の皆様の努力に敬意と感謝を申し上げる次第です。

次に、5,000万円以上の工事請負契約につきましては、平成29年12月19日以降、契約案件はございませんでしたので、よろしく願いいたします。

以上、行政報告といたします。

○議長（佐藤 郁夫君） 市長の行政報告が終わりました。

次に、由布大分環境衛生組合議会の報告をお願いします。由布大分環境衛生組合議会議長、工藤安雄君。

○由布大分環境衛生組合議会議長（工藤 安雄君） 皆さん、おはようございます。由布大分環境衛生組合議長の工藤安雄です。平成30年第1回由布大分環境衛生組合議会が開催されましたので、その概要について報告をいたします。

平成30年第1回定例会が、2月16日午前10時から開催されました。

会期は当日1日限りとし、議事事件としては、報告1件、議案2件が上程されました。

審議結果でございますが、報告第1号、平成29年度定期監査報告について、代表監査委員の大塚裕生氏から定期監査を平成30年1月18日の1日間、松下監査委員と2名で監査を実施したとの報告がありました。

監査意見といたしまして、関係帳簿は適正に整備もしくは管理されている。また、労務管理において現状は問題ないが、し尿処理センターの機械器具の故障やトラブルなど緊急を要する事案

に対処する職員については、今後も労務管理の徹底を図り、施設の管理運営等に万全な体制を図っていくことを求めたとの審査報告がなされました。

次に、議案第1号、平成29年度由布大分環境衛生組合一般会計補正予算（第2号）について、歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,571万7,000円を減額し、予算総額を6億2,913万7,000円と定めるものです。

歳入は、予算の見直しによる由布市、大分市の清掃費負担金の減額が主なものであります。歳出は、衛生費の佐野清掃センター大規模改修事業分担金やし尿処理施設の整備委託料の入札減による委託費などの減額が主なものであります。慎重審議の結果、全員の賛成で可決。

最後に、議案第2号、平成30年度由布大分環境衛生組合一般会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額は、それぞれ5億9,142万円とするものであります。前年対比は9.7%で、金額にして6,356万1,000円の減額予算となっております。歳入の主なものは、由布市、大分市からの清掃費負担金とごみ収集手数料であります。歳出は、衛生費のごみ処理費は平成30年度は職員1名減に伴う人件費や職員の手当の減額であります。また、し尿処理費で処理施設点検整備委託料の減額が主なものであります。公債費は、平成30年度第2処理場施設建設に伴う起債償還金の元金、利子ともに支払いが完了するため減額となっております。

慎重審議の結果、議案2件とも全員の賛成で可決いたしました。

詳細につきましては、資料といたしまして事項別明細書を添付しておりますので御一読願いたいと思います。

以上で報告を終わります。

○議長（佐藤 郁夫君） 由布大分環境衛生組合議会の報告が終わりました。

次に、広域連合議会の報告をお願いします。大分県後期高齢者医療広域連合議会議員、野上安一君。

○大分県後期高齢者医療広域連合議会議員（野上 安一君） それでは、平成30年大分県後期高齢者医療広域連合議会の第1回定例会が開催されましたので、お手元の資料に基づきまして御報告いたします。

会議結果。会議名、平成30年度大分県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会。開会日時は平成30年2月22日、午後1時30分、1日間でした。場所は、大分市大分県医師会館6階会議室、出席人員、定数26名ですが、1名の欠席がございました。

議事日程及び議案内容について御説明いたします。

まず、議案1号、大分県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任についての同意がありました。前広域副連合長の前玖珠町長、朝倉浩平氏の任期満了に伴い、新たに日出町長の本田博文氏の選任について、議会の同意について全員一致で同意したものでございます。

なお、御承知のように、連合長は佐藤大分市長、副連合長、市部門では長野別府市長、今回、町村部門で朝倉氏にかわり日出町長の本田氏が副連合長に選任されたものです。

議案2号、平成29年度大分県後期高齢者医療広域特別会計補正予算（第2号）の件につきましては、補正金額は1億1,236万4,000円を減額し、補正後の予算総額を2,006億6,366万4,000円としたものです。

議案3号、平成30年度大分県後期高齢者医療広域連合の一般会計予算につきましては、総予算の規模を9億1,613万4,000円としたものでございます。歳入は、構成市町村からの事業負担金8億6,953万9,000円、財政調整基金の繰入金4,653万6,000円としたものです。歳出は、総務費2億4,149万円などとなっております。

裏面を見てください。議案4号につきましては、平成30年度大分県後期高齢者医療広域連合特別会計の予算についてでございます。医療費の伸びを考慮した上で、保険料等の財源を確保することを基本とした予算編成となっております。予算総額は1,920億6,500万円となっております。歳入は構成市町村からの負担金299億9,000万円などとなっております。歳出は保険給付費1,799億2,000万円などとなっております。

議案5号、大分県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部改正について、内容につきましては、個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法の改正に伴い、所要の改正が行われる必要があったために改正をされました。

次に、議案6号、大分県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、本件は、国の諸法令の改正に伴い、広域連合の事務執行上必要な改正のため、一部改正を行ったものでございます。

以上、1件の同意と5議案について上程され、全議案とも同意が可決されたことについて御報告申し上げます。

なお、各議案の詳細資料は、当方にごございますので、必要な議員は申し出ください。

以上で終わります。

○議長（佐藤 郁夫君） 広域連合議会の報告が終わりました。

以上で、諸報告を終わります。

日程第4. 市長の施政方針

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、日程第4、市長の施政方針をお願いします。市長。

○市長（相馬 尊重君） 平成30年第1回市議会定例会の開会に当たり、平成30年度の予算案を初め、重要な案件の御審議をお願いするこの機会に、私が市政に臨む基本的な考え方、さらに予算案に対する方針について述べさせていただきます。

昨年10月の市長選挙におきまして、私は市民の皆様から温かい御支援、御支持をいただき、由布市政の運営を担うこととなりました。改めて衷心より感謝申し上げますとともに、その重責に身の引きしめる思いをいたしております。市長という要職を拝命し、さらに皆様のお話を伺うにつれ由布市の現状を把握し、これからの由布市のあるべき姿を全力で追及してまいりたいと考えております。

ここで、さきの定例会におきまして、私の市政運営に対する考えとして所信表明をさせていただきました。「五つの想い」について、基本的な考え方や政治姿勢、取り組む事業などについて述べさせていただきます。

まず、1つ目は、「未来へ持続可能な行政運営について」です。

我が国の経済は、企業収益や有効求人倍率が上向き、個人消費の持ち直しが見られるなど、長らく続いたデフレ状態からようやく脱却する兆しであると言われております。

一方で、本市を含め、地方を取り巻く状況を見ますと、個人所得の伸びは鈍く、税収入は伸び悩み、とても好景気といえるものはないと思っております。加えまして、一本算定化に伴う地方交付税の減額等により、市財政の厳しさはなお増すばかりでございます。

こうした状況にあり、平成30年度の予算編成におきましては、将来の由布市を担う、将来の市民に健全な由布市を引き継ぐため、持続可能な財政運営を推進することを第一義として、「身の丈に合った予算と身の丈を超える成果」を目指すことといたしました。

そのため、職員に対しましては、事務事業費等の前年度比3%以上の削減と、既存事業について廃止や縮減を踏まえた徹底的な検証を命じたところでございました。

その上で、私の強い思いであります安全・安心なまち、そして人を育む町の実現、医療・福祉の充実、産業の振興、これらに係る事業につきましては、重視をしながら予算措置を行ったところです。

また、将来の財政を圧迫する要因となります老朽化する公共施設の更新問題については、昨年度策定いたしました公共施設総合管理計画において、現有施設の延べ床面積を30%縮減することにしており、現在、個別施設計画の策定に取り組んでいるところです。

今後は、計画の沿った施設の長寿命化や統廃合、また、思い切った廃止等の方針について検討してまいります。

2つ目は、「安全・安心で快適なまちづくり」についてです。

あらゆる災害から市民の生命や財産を守ることは行政の最大の務めであり、災害に強いまちづくりの推進が重要となります。一昨年の熊本大分地震を経験した自治体として、その教訓を生かしつつ、消防体制を含め、自助、共助、公助に基づく、災害に屈しない体制の整備に万全を期してまいります。

温暖化等の影響で、近年、豪雨災害等も多発しており、過去の災害で明らかになった課題を検証し、対策を具体化していきます。

そのため、自主防災組織への支援など、地域防災推進事業や被災者台帳システムの構築、また高規格救急車両の計画的な整備や消防職員の技術力の養成、消防団員の装備の充実など、災害対策環境整備を強力に進めてまいります。

また、快適なまちづくりのためには、快適な生活環境が必要となります。幹線道路、地域内道路の整備や上水道施設の整備はもちろん、環境に配慮した豊かな水環境創出事業や花いっぱい運動を初めとする環境活動を推進します。

3つ目は、「人を育むまちづくり」です。

近年、由布市のみならず、核家族化、少子化の進行により、保護者の方の孤立傾向などから、家庭や地域における子どもたちを育てる力が失われつつあるように思います。

県都大分市に隣接し、大分県のほぼ中央に位置する由布市にあって、この由布市で安心して子育てをしてほしいとの思いから、子育てに関するあらゆる支援を可能な限り充実させてまいります。

その思いを実現させるため、現行行っております中学3年生までの子ども医療費の無料化を平成30年度4月から高校生まで拡大をいたします。

また、待機児童解消のための施設整備補助に加え、地域での子育てサポート体制充実のための予算を計上いたしました。

さらに、教育の質の向上を目指して、英語教育の推進や連携型中高一貫教育推進のための専属教諭の配置、複式学級の解消や、子どもたちが安心して学べる環境づくりのため、学校、幼稚園現場に支援教諭等の配置を行うとともに、不登校問題に対応する適応教室の環境整備や、スクールソーシャルワーカーの配置といった子ども支援センターの充実を図るようしております。

また、さまざまな地域でコミュニティの希薄化が進み、安心安全な暮らしに不安を抱えられる市民の皆様が多いと感じております。今後、地域のまちづくり活動や小規模集落支援事業、地域活力総合事業を通じて、コミュニティの再構築や地域の安心安全な暮らしを守り続けることがさらに重要になると考えております。

そのために、まず職員が先頭に立ち、使命感と責任感を持って、地域で学び、地域とともに行動していく姿勢を示す必要があると思っております。地域に根差して物事を考え行動する職員、人との結びつきを大切にする職員の育成に努めてまいります。

4つ目は、「医療、福祉のまちづくり」です。

生涯にわたって健康づくりを進め、心身ともに健康で生活していくためには、自分の健康は自分で守る意識の醸成が必要となります。

由布市は、これまで「健康立市」を推進し、健康マイレージ事業や生活習慣病予防事業などを展開してきました。今後も引き続き、さらなる健康の後押しとなる取り組みを進めることで、全国トップレベルの健康寿命を持つ自治体となることを目指してまいります。

医療機関における個別健診受診の推進による受診率の向上を図るとともに、重症化が懸念される各種疾病の予防接種や、社会福祉士による総合相談窓口、保健師による保健指導、水中運動などの各種健康教室の開催等、健康づくりのための支援体制を充実し、身体はもちろん、心の健康づくりを支える環境整備を推進いたします。

さらに、高齢者の健康悪化や福祉課題へ対応するため、在宅医療と介護の情報連携体制の構築を図るとともに、見守り支援や地域での支え合いといった連携・協働を図ってまいります。

また、何らかの理由により、日々の生活を送る上で支障のある方々につきましても、高齢者や身障者、子育て世帯へのリフォーム補助や医療費の助成、あるいはひとり親家庭、生活困窮者のための就労支援といった、真に公助を必要とする方々への支援はしっかりと行ってまいりたいと考えております。

5つ目は、「産業振興のまちづくり」です。

安全でおいしい農産物は大きな財産であり、由布市の大きな魅力の1つです。農業の基盤であります水田はもちろん、梨を初めとする園芸作物等、都市近郊農業のさらなる振興に取り組み、さらに由布ブランドの構築のため、特産品のPR戦略にも努めてまいります。

また、生産性を高めるための基盤整備として、農業水利施設や用排水路、ハウスなどの施設整備を進めるとともに、新規就農者に対する支援を充実させ、農業振興を図ってまいります。

農林業振興の妨げとなる有害鳥獣被害については、年々その被害が拡大していることから、捕獲事業費を増額し、被害の低減に努めてまいります。

いま一つの主要な産業である観光については、いまだ震災の影響をぬぐい切れていない状況が否めません。ことし、来年に開催される国民文化祭やラグビーワールドカップなどで、大分県は内外からお客様を迎えることとなりますが、人や物、情報の往来で経済は活性化するものと思えます。この機を逃さず、平成30年4月にオープンいたします、TIC、ツーリストインフォメーションセンターを拠点として、行ってみたいくなる由布市観光の情報発信を積極的に行ってまいります。

さらに、由布市の力強い経済の実現のため、引き続きプレミアムつき商品券の発行や、商店街のにぎわい創出事業を継続し、市内企業の大多数を占める中小企業と、地域に根差した自営業者の皆様との対話を重ね、実効性の高い支援を行うため、企業交流会を開催するなど、市内企業、事業者とのネットワークを築きたいと考えています。

以上、平成30年度の市政運営に当たりましての私の所信の一端を述べさせていただきました。

今後とも、議員皆様を初め、市民皆様と真摯に語り合い、ここ由布市に住み、由布市で暮らし続けたいと思っただけ「地域自治を大切にしたい住みよさ日本一のまち・由布市」の実現のため、公平・公正な行政運営を念頭に、第2次由布市総合計画の基本理念であります連携と協働、創造と循環による、市民の皆様が誇れるまちづくりに全身全霊を込めて取り組んでまいりたい覚悟でございます。

議員各位を初め、市民の皆様には、なお一層の御支援と御指導、そして由布市の未来を担う建設的かつ実践的な御意見を賜りますよう、心からお願いを申し上げます、平成30年度の施政方針とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（佐藤 郁夫君） 市長の施政方針が終わりました。

日程第5. 請願・陳情について

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、日程第5、請願・陳情についてを議題とします。

議会事務局長に、請願・陳情の朗読を求めます。議会事務局長。

○事務局長（首藤 康志君） 事務局長です。それでは、お手元に配付の請願並びに陳情文書表により朗読いたします。

なお、請願者、陳情者、紹介議員の氏名につきましては、敬称を略させていただきます。また、付託委員会名は略させていただきます。

まず請願から読み上げます。

受理番号1、件名、市道編入に関する請願について、請願者、湯布院町川上1675番地、津江自治委員佐藤省一、紹介議員、野上安一。

受理番号2、件名、市道認定に関する請願について、請願者、湯布院町乙丸区、乙丸区長後藤久生ほか1名、紹介議員、長谷川健策、溝口泰章、加藤裕三。

受理番号3、件名、湯布院町乙丸3自治区宮園下エリアの集中豪雨時の道路環境改善を求める請願、請願者、湯布院町乙丸3、乙丸3自治委員立川孝男ほか1名、紹介議員、長谷川健策、溝口泰章、加藤裕三。

受理番号4、件名、湯布院町由布院駅前水路の改修整備について、請願者、湯布院乙丸2、乙丸2自治委員大久保克彦ほか3名、紹介議員、長谷川健策、溝口泰章、加藤裕三。

次に、陳情を読み上げます。

受理番号1、件名、公助・共助の移動サービスを行政と市民とがともに考える仕組みを求めます、陳情者、湯布院町川上、もっと便利なコミュニティバスを考える会、共同代表有馬義二ほか1名。

受理番号2、件名、スクール車両を校区の子どもたちと住民のために活用してください、陳情

者は受理番号1と同じであります。

受理番号3、件名、高齢者が希望する地域で「予約制枝道送迎」の実験開始を求めます、陳情者は受理番号1と同じであります。

以上でございます。

○議長（佐藤 郁夫君） ただいまの請願4件、陳情3件については、会議規則第141条の規定により、お手元に配付の請願、陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

日程第6. 報告第1号

日程第7. 報告第2号

日程第8. 報告第3号

日程第9. 報告第4号

日程第10. 議案第1号

日程第11. 議案第2号

日程第12. 議案第3号

日程第13. 議案第4号

日程第14. 議案第5号

日程第15. 議案第6号

日程第16. 議案第7号

日程第17. 議案第8号

日程第18. 議案第9号

日程第19. 議案第10号

日程第20. 議案第11号

日程第21. 議案第12号

日程第22. 議案第13号

日程第23. 議案第14号

日程第24. 議案第15号

日程第25. 議案第16号

日程第26. 議案第17号

日程第27. 議案第18号

日程第28. 議案第19号

日程第29. 議案第20号

日程第30. 議案第21号

日程第31. 議案第22号

日程第32. 議案第23号

日程第33. 議案第24号

日程第34. 議案第25号

日程第35. 議案第26号

日程第36. 議案第27号

日程第37. 議案第28号

日程第38. 議案第29号

日程第39. 議案第30号

日程第40. 議案第31号

日程第41. 議案第32号

日程第42. 議案第33号

日程第43. 議案第34号

日程第44. 議案第35号

日程第45. 議案第36号

日程第46. 議案第37号

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、本定例会に提出されました、日程第6、報告第1号から、日程第9、報告第4号までの報告4件、日程第10、議案第1号から、日程第46、議案第37号までの議案37件について一括上程します。

市長に提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（相馬 尊重君） それでは早速ですけれども、上程されました議案につきまして一括して提案理由を御説明いたします。

本定例会で御審議をお願いいたします案件は、報告4件、議案37件でございます。

まず、報告第1号、専決処分の報告については、市道の管理瑕疵により、自動車に損害を与えたことによる和解及び損害賠償を、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したことについて、同条第2項の規定により報告するものでございます。

報告第2号、専決処分の報告については、公用車の交通事故による和解及び損害賠償を、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したことについて、同条第2項の規定により報告するものでございます。

報告第3号、例月出納検査の結果に関する報告について及び、報告第4号、定期監査の結果に関する報告については監査委員による監査報告ですので、代表監査委員より報告をいたします。

次に、議案第1号、市営住宅未払家賃に関する訴え提起前の和解については、市営住宅の未払

家賃の支払い等について、民事訴訟法第275条第1項の規定に基づき、訴え提起前の和解の申し立てを行うことについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第2号、由布市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定については、介護保険法の改正により、平成30年4月1日から居宅介護支援事業所に係る権限が大分県から由布市に移譲されるものによるものでございます。

議案第3号、由布市高校生等医療費の助成に関する条例の制定については、高校生に係る医療費を助成することにより、疾病の早期発見と治療を促進し、高校生の保健の向上を図るとともに、子育て応援施策の1つとして制定するものでございます。

議案第4号、由布市介護保険条例の一部改正については、介護保険法施行規則の改正に伴い、条例の改正を行うものでございます。

議案第5号、由布市指定地域密着型サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について並びに、議案第6号、由布市指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正については、基準等の改正が行われたことにより条例の改正を行うものでございます。

議案第7号、由布市指定介護予防支援の事業に係る申請者の要件並びに人員及び運営に関する基準を定める条例の制定については、由布市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例との整合性を図るため、全部改正を行うものでございます。

議案第8号、由布市国民健康保険税条例の一部改正については、国民健康保険財政の健全化を図るために、国民健康保険税の基礎課税額等に係る所得割額、被保険者均等割額及び世帯均等割額を改正することによるものでございます。

議案第9号、由布市国民健康保険条例の一部改正については、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の公布に伴い、国民健康保険給付事務等の平準化を図ることによるものでございます。

議案第10号、由布市後期高齢者医療に関する条例の一部改正については、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律及び持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係政令の整備に関する政令の施行に伴い、必要な改正を行うものでございます。

議案第11号、由布市寡婦医療費助成に関する条例の一部改正については、寡婦医療費の助成割合等の見直しに伴い、必要な改正を行うものでございます。

議案第12号、由布市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定め

る条例の一部改正については、保険事業の運営に関する国の基準が改正されたことに伴い、必要な改正を行うものでございます。

議案第13号、由布市子ども医療費助成事業基金条例の一部改正については、高校生等医療費助成事業及び子ども医療費助成事業の円滑な運営を図るため、必要な改正を行うものでございます。

議案第14号、由布市都市公園条例の一部改正については、公園が帰属されたことにより、都市公園として管理すること及び都市公園法施行令の改正によって、運動施設の敷地面積の割合の上限を条例で定めるものでございます。

議案第15号、由布市立小学校の設置に関する条例の一部改正については、由布市立小学校規模適正化推進計画に基づき、平成31年3月末をもって、由布市立阿蘇野小学校を廃止し、西庄内小学校に統合することに伴う条例の一部改正について、由布市市議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第16号、由布市立幼稚園の設置に関する条例の一部改正については、由布市立小学校規模適正化推進計画に基づき、平成31年3月末をもって、由布市立阿蘇野小学校を廃止することに伴い、休園中の由布市立阿蘇野幼稚園も同様に、平成31年3月末をもって廃止し、由布市立西庄内幼稚園に統合することに伴う条例の一部改正につきまして、由布市市議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、市道認定の議案7件について御説明いたします。

議案第17号、市道路線（中堂線）の認定についてから、議案第21号、市道路線（東石松六所線）の認定については、請願採択による市道認定でございます。

議案第22号、市道路線（上市無田3号線）の認定については、寄附による市道認定でございます。

議案第23号、市道路線（柿原中学校2号線）の認定については、中山間地域総合整備事業による県からの移管に伴うものでございます。

議案第24号、平成29年度由布市一般会計補正予算（第5号）は、歳入歳出予算からそれぞれ6億443万8,000円を減額し、予算総額を188億7,990万3,000円にお願いするものでございます。

補正予算の主な内容としましては、歳入では、ふるさと納税について見込みにより3億9,500万円の減額を行っております。また、災害復旧事業費を初めとする各種事業費の確定や実績見込みなどにより、分担金や国・県支出金、地方債を減額しております。

歳出におきましては、由布院小学校のグラウンド整備事業費の補正をお願いしておりますが、全般に事業費の確定及び決算見込み等による補正が主なもので、ふるさと納税の減額に伴う事務費や基金積立額の減に加え、公債費の元利償還の減等により減額の補正となっております。

なお、あわせまして、繰越明許費としまして、道路整備事業など19件の追加と農業用施設災害復旧費1件の変更を、地方債補正につきましては、由布院小学校運動場整備事業1件の追加と4件の廃止、12件の変更をお願いをいたしております。

議案第25号、平成29年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出にそれぞれに1億980万6,000円を追加し、予算総額を50億5,992万4,000円をお願いするものでございます。

主なものは、歳入では、前期高齢者交付金の増額をするもので、歳出では、保険給付費及び基金積立金の増額をするものでございます。

議案第26号、平成29年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出からそれぞれ671万3,000円を減額し、予算総額を4億3,821万2,000円をお願いするものであります。

主なものは、歳入では、繰入金の減額、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金の減額をするものでございます。

議案第27号、平成29年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）は、歳入歳出からそれぞれ1,956万6,000円を減額し、予算総額を5億793万8,000円をお願いするものでございます。主なものは、歳入では市債を減額するもので、歳出では建設改良費を減額するものでございます。

議案第28号、平成29年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出それぞれに177万6,000円を追加し、予算総額を6,480万3,000円をお願いするものでございます。歳入では、使用料繰越金を増額するもので、歳出では健康温泉館費を増額するものでございます。

議案第29号、平成29年度由布市水道事業会計補正予算（第3号）は、収益的予算の主なものは、収益的収入では、その他営業収益及び長期前受金戻入を増額するもので、収益的支出では、原水及び浄水費、総係費並びに減価償却費を減額し、配水及び給水費を増額するものでございます。

資本的予算の主なものは、資本的収入では企業債を減額し、工事請負金及び消火栓委託金を増額するもので、資本的支出では、上水道施設費の請負工事費を減額するものでございます。

議案第30号、平成30年度由布市一般会計予算は、総額173億419万6,000円となり、前年度当初と比較しまして6億143万8,000円を減額し、率にして3.4%の減額予算

となっております。

平成30年度の予算編成に当たりましては、第2次由布市総合計画に掲げる将来像、地域自治を大切にしたい住みよき日本一のまちの実現に向けて、そして次世代の子や孫に健全なままの由布市を引き継ぐため、持続可能な財政運営を推進することを第一義として、身の丈に合った予算と身の丈を超える成果を目指すことといたしました。

そのため、事務事業費の前年度比3%以上の削減を実行すること、また、既存事業については廃止や縮減を踏まえ、徹底的に検証すること、そして既存の実施計画事業や市民の安全にかかわる改修事業を除き、施設の新設及び大規模修理等の予算要求は凍結することを通知いたしました。その上で、安全・安心・快適なまちづくり、人を育むまちづくり、そして医療・福祉の充実、産業の振興にかかわる事業につきましては、これらを重視し予算措置を行ったところでございます。

予算の主な内容ですが、歳入におきましては、固定資産税や普通交付税の減に加え、財政調整基金の繰り入れを抑えたことで、一般財源が2億6,000万円ほど減じております。また、ふるさと納税について、現状を鑑み、前年度より4億1,000万円ほど減額しております。

歳出の主な事業につきましては、総務費におきましては、湯布院複合施設の整備事業費や地域まちづくり活動の推進事業費など、民生費におきましては、従前、中学生までとしておりました対象者を高校生までとする子ども医療費助成事業の拡充や待機児童対策のための保育所活動事業の推進、子育て支援センターや子育てサポートの充実を図る予算などをお願いしております。

農林水産事業費の主なものとしましては、特産品のブランディング推進費や新規就農者支援の拡大のための予算を、また商工費につきましては、4月にオープンいたしますTICを核とした観光プロモーション事業、商工振興活性化のための経済会議交流会の開催、創業支援事業などを計上しております。

消防費では、Jアラート受信システムの設置費や高規格救急車両の整備事業費などを計上しており、教育費におきましては、学校施設の長寿命化を図るための計画策定費などを計上いたしております。

次に、議案第31号、平成30年度由布市国民健康保険特別会計予算は、総額を41億9,893万7,000円で、前年度当初と比較して7億4,488万6,000円の減額、率にして15.1%の減となっております。

歳入では、国庫支出金及び前期高齢者交付金の減額、歳出では、共同事業拠出金の減額が主なものでございます。

議案第32号、平成30年度由布市介護保険特別会計予算は、総額を42億7,232万1,000円で、前年度当初予算と比較して1億1,072万8,000円の増額、率にして2.7%の増となっております、主に介護給付費の増額によるものでございます。

議案第33号、平成30年度由布市後期高齢者医療特別会計予算は、総額を4億4,984万3,000円で、前年度当初と比較して772万5,000円の増額、率にして1.7%の増となっております。

歳入では、後期高齢者医療保険料の増額、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金の増額が主なものでございます。

議案第34号、平成30年度由布市簡易水道事業特別会計予算は、総額を4億5,731万2,000円で、前年度当初と比較して2,938万9,000円の減額、率にして6%の減額となっております。

主に、建設改良費の減額によるものでございます。なお、水道使用量は1億3,037万2,000円を見込んでおります。

議案第35号、平成30年度由布市農業集落排水事業特別会計予算は、総額を9,372万2,000円で、前年度当初と比較しまして579万2,000円の減額、率にして5.8%の減となっております。

歳入では、主に一般会計からの繰入金を減額するもので、歳出では、主に給与管理費と公債費の減額によるものです。

議案第36号、平成30年度由布市健康温泉館事業特別会計予算は、総額を6,345万8,000円で、前年度当初と比較しまして382万1,000円増額、率にして6.4%の増となっております。

歳入では、繰入金を増額するもので、歳出では、主に燃料費や工事請負費など施設管理費の増額によるものでございます。

議案第37号、平成30年度由布市水道事業会計予算は、業務の予定量を給水戸数9,440戸、年間総給水量312万2,810立方メートル、1日平均給水量8,555立方メートルとしております。

収益的予算では、収益的収入を5億9,782万8,000円、収益的支出を6億215万円とするものでございます。

収入の主なものは、給水収益4億4,726万4,000円と、一般加入負担金で支出の主なものは、施設の運転及び維持管理等に伴う営業費用5億4,560万7,000円と、営業外費用の企業債利息でございます。

資本的予算では、資本的収入を1億2,798万2,000円、資本的支出を3億4,300万3,000円とし、収入額が支出額に対して不足する額2億1,502万1,000円は過年度分損益勘定留保資金で補填するものでございます。

収入の主なものは、企業債7,660万円と他会計補助金で、支出の主なものは請負工事費

1億1,993万5,000円と企業債償還金1億9,517万8,000円でございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をいたしますので、何とぞ慎重なる御審議の上、御賛同いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（佐藤 郁夫君） 市長の提案理由の説明が終わりました。

ここで暫時休憩します。再開は11時10分とします。

午前11時01分休憩

.....
午前11時10分再開

○議長（佐藤 郁夫君） 再開します。

次に、報告第3号から報告第4号まで続けて報告を求めます。大塚代表監査委員。

○代表監査委員（大塚 裕生君） 代表監査委員の大塚です。

それでは、報告第3号について御報告申し上げます。報告第3号、例月出納検査の結果に関する報告について、地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果に関する報告を別紙のとおり提出する。平成30年2月28日、由布市代表監査委員、大塚裕生。

1ページから3ページに報告の内容を記載しております。地方自治法第235条の2第1項の規定により、平成29年9月分と10月分の例月出納検査を11月24日に、また、11月分、12月分の例月出納検査をそれぞれ12月25日、1月25日に実施いたしました。

検査の対象は、会計管理者と企業出納員の保管する各月末日の現在の現金のあり高と出納状況です。現金のあり高、出納関係諸表の係数の正確性の検証と現金出納事務が適正に行われているかを検証いたしました。

検査の結果、資料の係数は諸帳票の係数と一致しており、適正に処理されていると認められました。

続きまして、報告第4号について御報告いたします。

報告第4号、定期監査の結果に関する報告について、地方自治法第199条第9項の規定により、定期監査の結果に関する報告を別紙のとおり提出する。平成30年2月28日提出、由布市代表監査委員、大塚裕生。

1ページから3ページに報告の内容を記載しております。地方自治法第199条第4項の規定により、平成29年度由布市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事務の執行について、平成30年1月15日から1月26日まで監査を実施いたしました。

監査は、1ページに記載されている監査の着眼点に基づいて、各課から提出されました監査資料により、所属長や担当者からの聞き取りや質疑を行うとともに、帳票等の照合や証拠書類の確認を行いました。

監査の結果、今回の監査の対象となる事務・事業は、おおむね適正に管理されていると認められました。

ただし、2ページの(1)から(3)に記載している内容、まず1点目ですが、出勤簿などの各帳簿の一部に記載事項の漏れ、次に、統一した現金の取り扱いに関する規定の整備、そして補助金の支出に関する事務処理の適正化の3点について改善検討を求めました。

本庁舎方式に伴う組織再編から1年半が経過いたしました。各課からの組織の現状について説明を受ける中で、特に地域振興局と地域振興局業務に関する課との連携については、それぞれに差が感じられました。本年度も各課の事務分担や問題点等についてヒアリングが実施されているようですが、これからも適宜かつ継続的に問題点を洗い出し、検証、改善していくことにより、効率的、効果的に事務事業が執行されることを期待したいと思っております。

また、昨年は熊本大分地震による災害復旧関連事業の増大に伴い、一部の職員の事務量が過重となり、長期労働が問題になりました。その後、問題になるような長時間にわたる長期間労働は確認されていませんが、長期間労働による過労死や心身の健康障害は深刻な社会問題となっています。職員の労働実態を正確に把握して、適正な労務管理に努めていただきたいと思っております。

それから、各課の所管する懸案事項について、毎回同じ内容のものが見受けられます。安易に先送りすることなく、内容の検証と解決に向けた取り組みを図っていただきたいと思っております。

最後になりますが、毎月の例月出納検査のときにも、各課の支出命令書などの出納書類の点検を行っておりますが、毎回書類に不備が散見され、その都度、会計課を通じて指導を行っております。今後、不適正な事務処理に対する有効なチェック体制を再構築し、職員一人一人がコンプライアンスに対する意識を高めることで財務事務の信頼性の確保に向けた取り組みをお願いしたいと思っております。

以上で報告を終わります。

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、ただいま上程されました各議案について、日程第38、議案第29号まで詳細説明を求めます。

まず、報告第1号について詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長（奈須 千明君） 総務課長です。それでは、報告第1号について詳細説明をいたします。

報告第1号、専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項の規定により、和解及び損害賠償の額を定めたことについて、同条第2項の規定により報告する。平成30年2月28日提出、由布市長。

次のページをお開きください。このページには、平成29年12月25日付で専決処分を行った専決処分書を添付しています。

事故の概要、和解条件等につきましては次のページに記載しているとおりですが、この事故の当事者は記載のとおりでございます。

事故の概要は、平成29年11月5日午前9時00分ごろ、由布市湯布院町川上120番8地先市道日出生台塚原線において、甲の管理する市道に段差ができており、乙の所有する自動車が通過する際に、乙の車両に損害を与えた事故でございます。

和解条件につきましては、甲は乙に対し、過失割合60%分に当たる本件交通事故に係る損害賠償金の支払い義務があることを認め、これを支払うと定めたものでございます。末尾に写真を添付しておりますので御参照くださるようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、報告第2号について詳細説明を求めます。財政課長。

○財政課長（一尾 和史君） 財政課長です。報告第2号について詳細説明をさせていただきます。

報告第2号、専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項の規定により、和解及び損害賠償の額を定めたことについて、同条第2項の規定により報告する。平成30年2月28日提出、由布市長。

1枚めくっていただきまして、左のページです。平成30年2月14日付で、専決処分を行いました専決処分書を添付しています。

事故の当事者、和解条件等及び事故の概要等につきましては、右のページに記載のとおりとなっております。

事故の概要につきましては、平成30年1月25日午後3時40分ごろ、大分市王子町12番地付近の市道交差点におきまして、甲の車両が丁字路を一時停止後、左折しようとしたところ、左方向から直進してきた乙の自転車に接触、自転車の前輪のホイール等に損害を与えた事故となりました。

和解条件につきましては、市は乙に対し、本件事故に係る一切の損害賠償金の支払い義務があることを認めまして、損害賠償の額を1万8,090円と定めたものでございます。

以上です。

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、議案第1号について詳細説明を求めます。建設課長。

○建設課長（大嶋 幹宏君） 建設課長です。議案第1号について詳細説明を申し上げます。

議案第1号、市営住宅の未払い家賃に関する訴え提起前の和解について、市営住宅の未払い家賃の支払い等について、別記のとおり、民事訴訟法第275条第1項の規定による申し立てを行い和解をしたいので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。

平成30年2月28日提出、由布市長。

次のページをお開きください。申立人は由布市で、相手方は記載しております市営住宅入居者でございます。

和解の理由といたしまして、相手方は市営住宅の家賃を長期間滞納しており、未払い家賃を一括で支払うことが困難な状況にあります。本来であれば退去を命ずるところでございますが、相手方は居住の継続を希望しており、即決和解をしたい旨の申し出がありましたので、裁判所へ和解の申し立てを行うものでございます。管轄裁判所は大分簡易裁判所でございます。

和解の内容につきましては、記載のとおりでございます。

なお、和解内容を履行しなかった場合は、契約が解除となり、市営住宅を退去するというものでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、議案第2号について詳細説明を求めます。健康増進課長。

○健康増進課長（生野 浩一君） 健康増進課長でございます。それでは、議案第2号の詳細説明をさせていただきます。

議案第2号、由布市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定については、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）の施行による介護保険法（平成9年法律第123号）の改正により、平成30年4月1日から、居宅介護支援事業所に係る権限が大分県から由布市に移譲されたことによる新たな条例を定めるものでございます。

権限移譲に伴いまして、介護保険給付のかなめであるケアプランを作成する居宅介護支援事業所の指定権限、当該事業所の介護報酬算定に係る審査事務などを行うこととなります。

制度改正による改正内容は、医療と介護の連携などが盛り込まれたものとなっております。

以上で、議案第2号の詳細説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、議案第3号について詳細説明を求めます。子育て支援課長。

○子育て支援課長（馬見塚量治君） 子育て支援課長です。議案第3号の詳細説明をいたします。

議案第3号、由布市高校生等医療費の助成に関する条例の制定について、由布市高校生等医療費の助成に関する条例を別記のように定める。平成30年2月28日提出、由布市長。

裏面をお願いいたします。由布市高校生等医療費の助成に関する条例でございます。

第1条は、目的となっております。

第2条は、用語の定義です。高校生等については、15歳になった最初の4月1日から18歳になった最初の3月31日までの間のものとなります。

第3条では、助成の対象者で、市内に住所を有する高校生等の保護者となります。

第4条は、対象者の制限で、就職をし保護者の扶養を外れたときや婚姻した場合を対象外としております。

第5条は、助成の内容としている保険対象分の一部負担金分を助成するものとしています。

第6条以下につきましては、受給資格者証や助成の方法、助成の制限等の内容を規定いたしております。

附則といたしまして、施行期日を平成30年4月1日としております。

以上でございます。

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、議案第4号から議案第7号まで続けて詳細説明を求めます。健康増進課長。

○健康増進課長（生野 浩一君） 健康増進課長です。それでは、議案第4号から議案第7号まで一括して詳細説明をさせていただきます。

まず、議案第4号、由布市介護保険条例の一部改正については、由布市第7期介護保険事業計画と平成29年厚生労働省令第135号による介護保険法施行規則（平成11年厚生労働省令第36号）の改正に伴い、平成30年度から平成32年度の介護保険料を定めるものでございます。

第7期介護保険料は、標準段階で月額495円の増、年額で5,940円の増となります。これは高齢化率の増及び介護を必要とする方の増加などによるものからでございます。加えて今回の制度改正において介護報酬のプラス改定、平成31年10月からの消費増税、介護職員の処遇改善に係る費用などが制度改正上における増額の要素となっております。

続きまして、議案第5号、由布市指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正については、基準省令の改正に伴い、条例を改正するものです。

改正内容につきましては、介護医療院創設に伴うもの、身体的拘束等の適正化の推進及び地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進として、障がい福祉の指定を受けた事業所について、介護保険の地域密着型通所介護の指定を受ける場合の基準の特例を設けたことなどとなっております。

次に、議案第6号、由布市指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正についても、議案第5号と同じく、基準省令の改正に伴い、条例を改正するものでございます。

改正内容につきましては、介護医療院創設に伴うもの、身体的拘束等の適正化の推進を図るものとなっております。

最後に、議案第7号、由布市指定介護予防支援の事業に係る申請者の要件並びに人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてです。

これは、議案第2号の条例と整合性のあるものとするために、既存の由布市指定介護予防支援の事業に係る申請の要件並びに人員及び運営に関する基準等を定める条例の全部を改正いたします。

制度改正による改正内容は、議案第2号と同じく、医療と介護の連携などが盛り込まれたものとなっております。

以上で、議案第4号から議案第7号までの詳細説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、議案第8号から議案第10号まで続けて詳細説明を求めます。保険課長。

○保険課長（佐藤 厚一君） 保険課長です。議案第8号から第10号まで一括して詳細説明をします。

議案第8号について、まず御説明いたします。議案第8号、由布市国民健康保険税条例の一部改正について。由布市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別記のように定める。平成30年2月28日提出、由布市長。

今回の一部改正は、国民健康保険財政の健全化を図るため、国民健康保険の税率を改定するものであります。

次のページをごらんください。このページは改正分になります。内容につきましては、新旧対照表により御説明いたしますが、下段に附則として、第1条でこの条例の施行については平成30年4月1日からとし、第2条で経過措置を規定しております。

それでは、新旧対象表のほうをお願いします。左側が改正前、右側が改正案でございます。下に線を引いている部分がそれぞれの改正部分でございます。

国民健康保険税は、医療給付分、後期高齢者支援分及び介護納付金分、以上の3つ部分から構成されていますが、それぞれにおいて所得割額、被保険者均等割額、世帯平等割額の合算額が国民健康保険税として世帯に課税される仕組みになっております。

まず、医療給付分ですが、第4条では、所得割、現行9.25%を9.35%に、第6条で、被保険者均等割額、被保険者1人につき、現行2万2,000円を2万3,300円に改正するものでございます。第6条の2では、世帯平等割額についてでございます。

次のページをお開きください。世帯平等割、現行2万円を2万200円に、特定世帯、これは国保世帯から後期高齢者医療に移行したことにより国保加入者が1人だけの世帯になった方で5年間に限り、特定世帯と言いますが、世帯平等割額については現行1万円を1万100円に、特定継続世帯、これは特定世帯の期間を満了した世帯を3年間に限り特定継続世帯と言いますが、現行1万5,000円を1万5,150円に改正するものでございます。

続きまして、介護納付金でございますが、まず第9条では、所得割額、現行1.6%を1.8%

に、第10条の2で被保険者均等割額、被保険者1人につき、現行5,500円を6,500円に改正するものでございます。第10条の3では世帯平等割額についてでございます。世帯平等割額、現行3,500円を3,800円に改正するものです。

続きまして、保険税の被保険者均等割額及び世帯平等割額に係る軽減額でございます。第22条の1号については、7割軽減に係る部分でございます。

アにつきましては、医療分給付に係る被保険者均等割額の軽減額でございますが、被保険者1人につきまして、減ずる額が現行1万5,400円を1万6,310円に改正するものでございます。

イにつきましては、医療給付分に係る世帯平等割額の軽減額でございますが、次のページをお開き願います。現行1万4,000円を1万4,140円に、特定世帯につきましては、現行7,000円を7,070円に、特定継続世帯につきましては、現行1万500円を1万600円に改正するものでございます。

オにつきましては、介護納付金分に係る被保険者均等割額の減額でございますが、被保険者1人につきまして、減ずる額が現行3,850円を4,550円に、カにつきましては、介護納付金に係る世帯平等割額の減額でございますが、現行2,450円を2,660円に改正するものでございます。

第2号については、5割軽減に係る部分でございます。

アにつきましては、医療給付分に係る被保険者均等割額の減額額でございますが、被保険者1人につきまして、減ずる額が現行1万1,000円を1万1,650円に、イにつきましては、医療給付分に係る世帯平等割額の減額でございますが、現行1万円を1万100円に、特定世帯につきましては、現行5,000円を5,050円に、特定継続世帯につきましては、現行7,500円を7,575円に改正するものでございます。

引き続き、オにつきましては、介護納付金分に係る被保険者均等割額の減額額でございますが、被保険者1人につきまして減ずる額が、現行2,750円を3,250円、カにつきましては、介護納付金分に係る世帯平等割額の減額額でございますが、現行1,750円を1,950円に改正するものであります。

第3号につきましては、2割軽減に関する部分であります。アにつきましては医療分でございますが、均等割額、被保険者1人につきまして、現行4,400円を4,660円に、イにつきましては、世帯平等割額でございますが、現行4,000円を4,040円に、特定世帯につきましては、現行2,000円を2,020円に、特定継続世帯につきましては、現行3,000円を3,030円に改正するものでございます。

次のページでございますが、オにつきましては、介護納付金分に係る被保険者均等割額の減額

額でございますが、現行1,100円を1,300円に、カにつきましては、介護納付金分に係る世帯平等割額でございますが、現行700円を760円に改正するものであります。

次の第23条及び附則第21号につきましては、既定の整備でございます。

以上でございます。

引き続き、議案第9号について御説明いたします。議案第9号、由布市国民健康保険条例の一部改正について、今回の改正は国保制度改革に伴い、国民健康保険給付事務の標準化を図ることによる改正でございます。

次のページをごらんください。このページは改正分を載せていますが、改正の内容につきましては、国民健康保険では給付事務として、被保険者が死亡されて葬儀が行われた場合には、喪主の方に葬祭費を支給することとなっておりますが、その支給金額につきまして、大分県内で今回統一されたことにより、現行3万円を2万円に改正するものであります。

下段に附則として、この条例の施行については平成30年4月1日からとし、第2条で経過措置を規定しております。あと、次のページは新旧対照表でございます。

最後に、議案第10号について御説明いたします。議案第10号、由布市後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてでございますが、この条例は、高齢者の医療を構築するための国民健康保険法等の一部改正に伴いまして、所要の整備を行う必要が生じたことによる、由布市の後期高齢者医療に関する条例の一部を改正するものでございます。

1枚めくっていただき、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

第3条では、保険料を徴収すべき被保険者についての規定がされております。改正の内容は、国民健康保険法の住所地特例の適用を受けて由布市の国民健康保険被保険者とされている者が後期高齢者医療制度に加入した場合には、当該住所地特例の適用を引き継いで、引き続き由布市、本市が保険料を徴収すべきとすることです。

この条例の施行につきましては、平成30年4月1日からとしております。

以上で説明を終わります。

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、議案第11号から議案第13号まで続けて詳細説明を求めます。子育て支援課長。

○子育て支援課長（馬見塚量治君） 子育て支援課長でございます。議案第11号から議案第13号まで続けて詳細説明をいたします。

議案第11号、由布市寡婦医療費助成に関する条例の一部改正について、由布市寡婦医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。平成30年2月28日提出、由布市長。

裏面をごらんください。第1条といたしまして、条例第4条の助成割合を2分の1から3分の

1にするものでございます。

第2条といたしまして、条例第2条の対象者の年齢を75歳未満から60歳以上75歳未満とするものでございます。

附則といたしまして、第1条については、平成30年8月1日から、第2条については、平成31年8月1日からの施行といたしております。

次に、議案第12号です。議案第12号、由布市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、由布市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を別記のように定める。平成30年2月28日提出、由布市長。

裏面をお願いいたします。今回、内閣府令により、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の改正に伴うものでございます。

まず第8条では、支給認定証の交付が任意になったことによるものでございます。

第15条では、認定こども園法が改正されまして、項がずれたことによる改正でございます。

次に、議案第13号です。議案第13号、由布市子ども医療費助成事業基金条例の一部改正について、由布市子ども医療費助成事業基金条例の一部を改正する条例を別記のように定める。平成30年2月28日提出、由布市長。

裏面をごらんください。この基金を高校生等医療費助成事業にも活用できるように、条例の題名と第1条を改正するものでございます。題名を由布市子ども及び高校生等医療費助成事業基金条例に、第1条に、高校生等医療費助成事業を加えるものでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、議案第14号について詳細説明を求めます。建設課長。

○建設課長（大嶋 幹宏君） 建設課長です。議案第14号について詳細説明を申し上げます。

議案第14号、由布市都市公園条例の一部改正について、由布市都市公園条例の一部を改正する条例を別記のように定める。平成30年2月28日提出、由布市長。

次のページの新旧対照表をごらんください。これは都市公園施行令が平成29年6月15日に改正され、都市公園の運動施設の敷地面積基準を地方公共団体で条例で定めるようになったことから、新たに6条の2を追加して、敷地面積に対する運動施設の敷地面積の割合を100分の50とするものでございます。

また、第26条につきましては、土地公園法に基づきます条ずれの改正でございます。

なお、別表第1につきましては、公園が帰属されたことによりまして、都市公園として由布市が管理予定でございます由布市上市無田1号公園、それと由布市上市無田2号公園を新たに追加するものでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、議案第15号から議案第16号まで続けて詳細説明を求めます。
教育次長。

○教育次長兼教育総務課長（板井 信彦君） 教育次長でございます。議案第15号及び16号につきまして詳細説明をいたします。

議案第15号、由布市立小学校の設置に関する条例の一部改正について、由布市立小学校の設置に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。平成30年2月28日提出、由布市長。

1枚めくっていただきまして、新旧対照表をお願いいたします。平成31年3月末をもって、由布市立阿蘇野小学校を閉校するに当たりまして、別表2条の表中より同項を削除するものでございます。

施行日につきましては、平成31年4月1日としております。

続きまして、議案第16号、由布市立幼稚園の設置に関する条例の一部改正について、由布市立幼稚園の設置に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。平成30年2月28日提出、由布市長。

1枚めくっていただきます、お願いいたします。新旧対照表のほうをお願いいたします。平成31年3月末をもって、休園中であります由布市立阿蘇野幼稚園を閉園するに当たりまして、同条の第2条の表中より同園を削除するものでございます。

施行日につきましては、平成30年4月1日としております。

以上です。

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、議案第17号から議案第23号まで続けて詳細説明を求めます。
建設課長。

○建設課長（大嶋 幹宏君） 建設課長です。それでは、議案第17号から議案第23号について一括して説明申し上げます。

まず、議案第17号です。議案第17号、市道路線（中堂線）の認定について、市道路線を次のように認定したいので、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求める。

路線名、中堂線、起点、由布市庄内町柿原185番14地先、終点、由布市庄内町柿原125番地先、平成30年2月28日提出、由布市長。

裏面の位置図をごらんください。図面左上の市道柿原中学校線を起点といたしまして、図面右下の柿原125番地先に通じる延長383.9メートルの道路を新たに市道として管理するものです。

なお、本議案は、平成26年第4回定例会で市道認定の請願が採択された路線でございます。

続きまして、議案第18号、市道路線（七倉線）の認定について、市道路線を次のように認定したいので、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求める。

路線名、七倉号線、起点、由布市庄内町大龍1232番1地先、終点、由布市庄内町大龍1082番3地先、平成30年2月28日提出、由布市長。

裏面の位置図をごらんください。図面右側の市道内川野畑線を起点といたしまして、図面左側の市道下田七倉線に通じる延長557.7メートルの道路を新たに市道として管理するものです。

この議案につきましては、平成28年第3回定例会で市道認定の請願が採択された路線でございます。

続きまして、議案第19号、市道路線（高津野1号線）の認定について、市道路線を次のように認定したいので、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求める。

路線名、高津野1号線、起点、由布市庄内町澁2322番3地先、終点、由布市庄内町澁2306番地先、平成30年2月28日提出、由布市長。

裏面の位置図をごらんください。図面右側の市道仁瀬小袋線を起点といたしまして、図面中央の市道高津野線に通じる延長178.6メートルの道路を新たに市道として管理するものです。

なお、この議案につきましては、平成28年第4回定例会で市道認定の請願が採択された路線でございます。

続きまして、議案第20号、市道路線（高津野2号線）の認定について、市道路線を次のように認定したいので、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求める。

路線名、高津野2号線、起点、由布市庄内町澁2152番1地先、終点、由布市庄内町澁2158番2地先、平成30年2月28日提出、由布市長。

裏面の位置図をごらんください。図面左上の市道仁瀬小袋線を起点として、図面左下の市道高津野線に通じる延長213.9メートルの道路を新たに市道として管理するものです。

なお、本議案につきましては、平成28年第4回定例会で市道認定の請願が採択された路線でございます。

続きまして、議案第21号、市道路線（東石松六所線）の認定について、市道路線を次のように認定したいので、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求める。

路線名、東石松六所線、起点、由布市湯布院町川南321番2地先、終点、由布市湯布院町川南252番2地先、平成30年2月28日提出、由布市長。

裏面の位置図をごらんください。図面左側の市道六所線を起点として、図面右側の湯布院病院正門前の市道六所線に通じる延長264.5メートルの道路を新たに市道として管理するものです。

なお、この議案につきましては、平成28年第4回定例会で市道認定の請願が採択された路線

でございます。

続きまして、議案第22号、市道路線（上市無田3号線）の認定について、市道路線を次のように認定したいので、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求める。

路線名、上市無田3号線、起点、由布市挾間町挾間629番5地先、終点、由布市挾間町挾間629番11地先、平成30年2月28日提出、由布市長。

裏面の位置図をごらんください。図面中央の市道向原野田線を起点といたしまして、図面右側の挾間629番11地先に通じる延長90.6メートルの道路を新たに市道として管理するものでございます。

なお、本議案につきましては、宅地分譲の開発に伴って、市へ寄附された公衆用道路を市道認定するものでございます。

続きまして、議案第23号、市道路線（柿原中学校2号線）の認定について、市道路線を次のように認定したいので、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求める。

路線名、柿原中学校2号線、起点、由布市庄内町柿原210番2地先、終点、由布市庄内町柿原32番1地先、平成30年2月28日提出、由布市長。

裏面の位置図をごらんください。図面左下の由布市商工会前の市道柿原中学校線を起点として、図面右上の庄内中学校正門前の市道柿原中学校線に通じる延長568.3メートルの道路を新たに市道として管理するものでございます。

なお、この議案につきましては、中山間地域の総合整備事業で整備された柿原集落道を県からの移管に伴いまして、市道認定するものでございます。

以上で、議案第17号から議案第23号の詳細説明を終わります。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、議案第24号について詳細説明を求めます。財政課長。

○財政課長（一尾 和史君） 財政課長です。議案第24号について詳細説明をさせていただきます。

補正予算書をお願いいたします。議案第24号、平成29年度由布市一般会計補正予算（第5号）、平成29年度由布市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ6億443万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ188億7,990万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条、繰越明許費の追加及び変更は、第2表繰越明許費補正による。

第3条、地方債の追加、廃止及び変更は、第3表地方債補正による。平成30年2月28日提

出、由布市長。

1枚めくっていただきまして、1ページに第1表歳入歳出予算補正を載せております。4ページの歳出合計まで歳出入の款項ごとに補正額を計上しております。

5ページをお開きください。第2表繰越明許費補正です。道路整備事業や災害復旧費など19件の追加と農業用施設災害復旧費1件の変更をお願いしております。なお、補正予算と一緒に配りをしております補正予算の概要の15ページに繰り越しの理由を掲載しておりますので、後ほど御参照いただければと思います。

右側6ページをお願いいたします。第3表、地方債補正です。湯布院小学校運動場整備事業の追加、そして市道改良事業4件の廃止、次の7ページで観光情報発信拠点整備事業など12件の変更となっております。

続きまして、8ページをお願いいたします。ここからは事項別の明細書になります。

11ページからの歳入につきまして、特定財源として歳出科目に充てられますものは、歳出のところで説明をさせていただきます。

一般財源となりますもの、まず12ページ、3款利子割交付金から8款自動車取得税までの各種交付金でございます。いずれも29年度交付額の確定見込みによるものです。

14ページをお願いいたします。下段、一番下になります。15款2項7目災害復旧費国庫補助金、公立社会教育施設の災害復旧費補助金ですが、一昨年の熊本大分地震により被災した湯布院公民館やスポーツセンターなど社会教育施設の復旧事業費に対して、激甚災害法に基づき3分の2の助成を受けるものでございます。事業としては28年度に完了しておりますので、一般財源の扱いとしております。

18ページをお開きください。4段目になります。18款1項1目寄附金の一般寄附は一般財源となります。

その下、5段目、19款1項1目基金繰入金の財政調整基金は、当初から財源不足の対応のために取り崩しをしておりましたが、今補正の収支により繰入額を減じております。

続きまして、20ページをお願いいたします。一番上です。21款5項3目区分2の障がい者福祉費過年度収入、過年度収入でございますので一般財源となります。

次のページをお願いいたします。21ページからは歳出になります。各事業または各科目内での給与管理費におきましては、事業費等の確定見込みによる補正となっております。大きく増減いたしますものを中心に説明をさせていただきます。

24ページをお願いいたします。2段目です。2款1項5目財産管理費の区分1、ふるさとふれあい交流施設管理事業にありますように、今回、新電力おおいたへ移行した施設については、光熱水費増額の予算計上を行っております。従前、電気使用料の3月分は、検針日が4月になり

ますことから新年度での予算計上を行っていましたが、新電力おおいたでの検針日が各月の末日となりますことから、3月分の支払いが必要となったものでございます。

26ページをお願いいたします。

企画費、中ほど、区分5の未来ふるさと寄附金推進事業です。今回歳入の指定寄附金で計上しておりますふるさと納税を実績見込みにより3億9,500万円減額したことに伴いまして、取り扱い業務の委託料などを減額するものでございます。

ちょっと飛びますが、34ページをお願いいたします。3款1項3目障がい者福祉費の区分2、自立支援事業の増額ですが、育成医療、更生医療の給付費及び介護医療費や介護給付費などの見込みの増によるものとなっております。

36ページをお願いいたします。3段目、6目介護保険事務費の区分1、介護基盤整備事業につきましては、市内の介護施設が行いますスプリンクラーの設置費の補助金となっております。財源は全額国庫支出金が充てられております。

38ページをお願いいたします。下段になります。2項2目子育て支援費、保育所活動推進事業ですが、保育園に係る人件費等の助成になります。給付費の見込み増による増額となりますが、基準単価に基づく国県の補助金が充てられております。

40ページをお願いいたします。中段、4款1項2目母子保健費、区分1、子ども医療費助成事業ですが、30年度から始める予定としております高校生の医療費助成に伴うシステムの改修費をお願いしております。

44ページをお願いいたします。中段、4款3項1目上水道施設費の繰出金の増ですが、消火栓の設置及び修理に係るものとなっております。

46ページをお願いいたします。下段になります。6款1項3目農業振興費、区分1、農業振興地域整備促進事業ですが、本年度から行っております計画策定業務について、アンケートの集計分析や計画図の作成といった業務を追加するため、委託料の増額予算を計上しております。あわせて、明許繰越の補正もお願いしております。

2つ下、区分3農村交流施設維持管理事業の減額は、陣屋の村に係る修繕工事費となっております。

50ページをお願いいたします。下段です。2項1目林業振興費、区分2、鳥獣被害総合対策事業は、イノシシ、鹿の捕獲頭数の実績見込み増による補助金の増となっております。負担割合に応じた県の補助金がございます。

56ページをお願いいたします。8款2項2目道路新設改良費、道路整備事業の区分1、社会資本整備事業の工事負担金4,000万円ほどの増額ですが、中依大南線など市道改良に伴うJR委託工事分などとなっております。

その下、区分2、防衛調整交付金事業は、八山線の改良事業に伴う補償費の増額です。

その下、区分3の辺地対策委託料の増は、そうづ川朴木線の設計測量費となっております。

2つ下、区分5、単独事業については、事業費の調整を図る中で、向原別府線や北方中央線などの工事費を増額しております。

60ページをお願いいたします。中段です。9款1項3目災害対策費、熊本大分地震対応事業ですが、国の支援金を受けることになった被災者4名の方の住宅再建支援事業費の県補助金の返還金を計上しております。

62ページをお願いいたします。一番下、10款2項1目小学校施設管理事業の工事費ですが、水が引かずに使用ができなくなっている湯布院小学校運動場の排水機能を向上させるものとなっております。夏休みまでの工事の完成が望まれますことから、今補正予算で計上をお願いするものでございます。財源は合併特例債を予定しております。あわせて、繰越明許費もお願いをしておる事業でございます。

66ページをお願いいたします。一番下、10款3項3目教育振興費の学校生活支援事業です。ソフトテニスの九州大会並びにジュニアオリンピックソフトボールの部に出場する中学生への補助となっております。

70ページをお願いいたします。70ページ、一番下、10款6項4目文化財保護費の文化振興事業での増額は、全国太鼓ジュニアコンクールに出場する小中学生への補助並びに経費となっております。

次、72ページをお願いいたします。2段目、10款7項1目保健体育総務費の区分1、各種大会補助金は、バドミントンとバトントワリングの全日本選手権大会に出場する小中学生への補助になります。

76ページをお願いいたします。下段です。13款2項1目基金費、区分1、基金積立事業です。先ほど説明をいたしましたふるさと納税の減額に伴う未来ふるさと基金積み立ての減額、そして、まちづくり自販機基金への増、一番下ですが、将来の公債費負担に備えるため、減債基金への1億4,000万円の積み立てを行う予定としております。

以上で、議案第24号の詳細説明を終わります。

○議長（佐藤 郁夫君） ここで暫時休憩します。再開は13時ちょうどとします。

午後0時02分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（佐藤 郁夫君） 再開します。

次に、議案第25号から議案第26号まで続けて詳細説明を求めます。保険課長。

○保険課長（佐藤 厚一君） 保険課長です。議案第25号、26号の詳細説明をさせていただきます。

まず、議案第25号です。議案第25号、平成29年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、平成29年度由布市の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億980万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ50億5,992万4,000円とする。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。平成30年2月28日提出、由布市長。

事項別明細書6、7ページをお願いします。1款国民健康保険税398万8,000円の減額ですが、29年度の見込みによる減額でございます。

5款1項国庫負担金1目療養給付費等負担金5,155万8,000円、2目高額医療費共同事業負担金663万1,000円の減額と、2項国庫補助金1目の区分1、普通調整交付金5,265万4,000円の減額、区分2、特別調整交付金333万2,000円の増額は、額の決定や変更申請に基づくものでございます。

2目システム開発費等補助金の制度関係業務準備費事業補助金2,521万4,000円の減額は、国保標準システムの改修業務経費の確定による減額でございます。

6款1項療養給付費交付金3,048万5,000円の増額です。退職者医療制度交付金決定額が見込みより増額になったためと、前年度の退職者交付金が確定し、交付済み額を上回ったための増額です。

7款1項、前期高齢者交付金3億4,256万7,000円の増額です。前期高齢者交付金決定額が見込みより増額になったためです。

次のページをお開きください。8款1項県負担金、高額医療費共同事業医療費拠出金663万1,000円の減額、2項県補助金、区分1、普通調整交付金859万7,000円の減額、区分2、特別調整交付金1,889万8,000円の増額は、実績等による変更申請による増減であります。

10款1項共同事業交付金、1億1,631万6,000円の減額であります。高額医療費の共同事業交付金の決定額が2,705万9,000円増加、保険財政共同安定化事業交付金の決定額は1億4,337万5,000円減少いたしました。

13款繰入金1,388万7,000円の減額です。国保の標準システムの導入経費、保険事業費等の減額分であります。

続きまして、歳出につきまして御説明します。

次のページをお開きをお願いします。1款1目一般管理費2,118万7,000円の減額です。これは、13節委託料のうち国保電算処理システム2,133万円の減額が主なものですが、30年度制度改革に伴い導入される国保標準システム改修事務費の額が決定されたことによる減額でございます。

2款1目一般被保険者療養給付費は1億52万9,000円の増となっております。療養給付費は、被保険者は減少傾向にあります但し医療費は伸びております。

2目退職被保険者療養給付費は、被保険者数は平成27年度より新規の適用がないため減少傾向になっており332万円の減額となっております。

次のページをお開き願います。2款1項3目一般被保険者療養費486万8,000円及び2項1目一般被保険者高額療養費は2,387万2,000円の増となっております。先ほど申しましたように、医療費のほうは昨年度に比べて増加傾向にあるための増額でございます。

2目退職被保険者高額療養費につきましては、新規の適用が27年度ではないため、年々減少していくことによる78万5,000円の減額でございます。

次のページをお開きください。6款介護納付金3,528万4,000円の減額です。今年度の介護納付金の決定通知による減額でございます。

7款1項1目高額医療費共同事業拠出金2,652万6,000円の減額です。2目保険財政共同安定化事業拠出金1億3,794万5,000円の減額です。ともに今年度の決定通知による減額でございます。

次のページをお願いいたします。8款1項1目特定健康診査等業務委託分320万円の減額、2項1目保健衛生普及費23万8,000円の減額、これはともに実績に基づく見込みを出した上での減額となります。

9款基金積立金2億834万7,000円の増額です。

次のページをお願いいたします。11款諸支出金67万5,000円の増額でございます。特定健診保健指導等の前年度実績に基づき、国庫返還金が38万9,000円、県費返還金が28万6,000円の返還が生じたものでございます。

以上が歳出の説明になります。

続きまして、議案第26号の詳細説明を申し上げます。議案第26号、平成29年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、平成29年度由布市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ671万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億3,821万2,000円とする。2項、

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。平成30年2月28日提出、由布市長。

事項別明細書6から7ページをお願いいたします。まず、歳入でございます。1款1項後期高齢者広域連合の保険料でございますが、見込みによる減額で144万7,000円の減額となっております。

3款1項2目保険基盤安定繰入金は、変更申請による減額で526万6,000円の減となっております。

次に、歳出です。8から9ページをお願いいたします。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、19節負担金補助及び交付金、保険料等負担金は、歳入の保険料及び基盤安定繰入金の減額に伴うものです。671万3,000円の減額となります。

以上で、議案第26号の詳細説明を終わります。

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、議案第27号について詳細説明を求めます。水道課長。

○水道課長（大久保隆介君） 水道課長でございます。

議案第27号について詳細説明をいたします。議案第27号、平成29年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）、平成29年度由布市の簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,956万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億793万8,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条、地方債の変更は、第2表地方債補正による。平成30年2月28日提出、由布市長。

内容につきましては、事項別明細書にて主なものを御説明させていただきます。

まず、7、8ページをお開きください。歳入でございます。2款1項1目水道使用料の減額補正につきましては、現年度分の減額と滞納繰越分の実績と見込みによるものでございます。

次に、2款2項1目基金繰入金855万円の減額補正につきましては、歳入補正によるものでございます。

7款2項1目雑入、この増額補正につきましては、消費税の還付金880万2,000円の増額と大分県の工事に伴います配水管移設工事の補償費660万円の減額によるものでございます。

2目過年度収入、この増額補正につきましては、市道改良に伴います配水管仮設工事の補償費で繰越事業によるものでございます。

8款1項1目簡易水道事業債1,460万円の減額補正につきましては、各工事の入札減などによる事業費の減額によるものでございます。

次に、9、10ページをお開きください。歳出でございます。1款1項2目維持管理費189万1,000円の増額補正につきましては、配水管などの漏水修理などによるものでございます。3目建設改良費、15節の工事請負費、この減額補正につきましては、入札減などによるものでございます。

13ページは地方債の調書でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、議案第28号について詳細説明を求めます。健康増進課長。

○健康増進課長（生野 浩一君） 健康増進課長でございます。それでは、議案第28号の詳細説明をさせていただきます。

議案第28号、平成29年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算（第2号）、平成29年度由布市の健康温泉館事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ177万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,480万3,000円とする。

第2項、歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。平成30年2月28日提出、由布市長。

内容を御説明いたします。事項別明細書の6ページ、7ページをお願いいたします。まず、歳入でございます。1款1項1目使用料117万4,000円は研修棟の使用料でございます。繰入金60万2,000円は一般会計繰入金でございます。

次に、8ページ、9ページをお願いいたします。歳出でございます。1款1項1目の一般管理費109万1,000円の減額につきましては、共済費、報償費の不用額でございます。1款1項2目の施設管理費286万7,000円は、需用費の増額と委託料の減額分でございます。

以上で健康温泉館事業特別会計補正予算（第2号）の詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、議案第29号について詳細説明を求めます。水道課長。

○水道課長（大久保隆介君） 水道課長でございます。

議案第29号について詳細説明をいたします。議案第29号、平成29年度由布市水道事業会計補正予算（第3号）。

第1条、平成29年度由布市水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条、平成29年度由布市水道事業会計予算（第3条）に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

次に、款の項目と補正予定額と計のみを読み上げさせていただきます。収入、第1款水道事業収益、補正予定額108万8,000円、計5億9,962万3,000円、支出、第2款水道事

業費用、補正予定額マイナス1,037万8,000円、計5億8,459万2,000円。

第3条、予算第4条本文括弧書き中、不足する額2億1,929万6,000円を不足する額2億1,186万7,000円に、過年度分損益勘定留保資金2億1,929万6,000円を過年度分損益勘定留保資金2億186万7,000円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

2ページをお開きください。収入、第3款資本的収入、補正予定額マイナス2,630万1,000円、計1億4,518万8,000円、支出、第4款資本的支出、補正予定額マイナス3,373万円、計3億5,705万5,000円。

第4条、予算第6条中、起債の目的、湯布院水道設備監視システム構築工事、限度額3,680万円を3,240万円に、挾間地域配水管更新工事4,830万円を2,660万円に、湯布院地域配水管更新工事3,850万円を2,990万円に改める。

第5条、予算第10条中、3,829万1,000円を4,057万円に改める。1、上水道事業631万8,000円。平成30年2月28日提出、由布市長。

詳細につきましては、補正予算説明書で御説明させていただきます。6ページをお開きください。収益的収入でございます。1款1項3目の4節不良消火栓修理一般会計補助金の増額補正につきましては、実績によるものです。3項3目1節長期前受金戻入の増額補正につきましては、実績値によるものでございます。

7ページをごらんください。収益的支出でございます。2款1項1目原水及び浄水費の減額補正につきましては、挾間浄水場の汚泥処理及び活性炭入れかえ業務委託料並びに薬品費の実績と見込みによるものでございます。

2目配水及び給水費の増額補正につきましては、配水管の修繕費が主なものでございます。

4目総係費の減額補正につきましては、料金システム改修委託料が主なものでございます。

5目減価償却費の減額補正につきましては、平成28年度の実績値によるものでございます。

8ページをお開きください。資本的収入でございます。3款1項1目企業債の減額補正につきましては、入札減などによります事業費の減額によるものでございます。2項1目工事負担金の増額補正につきましては、これは道路改良工事等の関係上、負担していただける延長が延びたことによるものでございます。

9ページをごらんください。資本的支出でございます。4款1項1目上水道施設費の減額補正につきましては、発注時の見直しや入札減などによるものでございます。

10ページには、地方債の調書、11ページは給与明細書でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（佐藤 郁夫君） 議案第29号までの詳細説明が終わりました。

なお、議案第30号から議案第37号までは、予算特別委員会にて詳細説明を受けます。

○議長（佐藤 郁夫君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

次回の本会議は、3月5日午前10時から一般質問を行います。

なお、一般質問通告書追加分の提出締め切りは、あすの正午までとなっていますので厳守をお願いいたします。

本日はこれにて散会します。御苦労さまでございました。

午後1時22分散会
